

地域密着型サービス事業における 設備等のガイドライン

令和2年4月改訂版

横浜市健康福祉局介護事業指導課

【本ガイドラインの対象となるサービス】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 療養通所介護
- （介護予防）認知症対応型通所介護（単独型・併設型）

はじめに

本市における定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護(単独型・併設型)において、適切な事業所運営ができるよう、設置すべき設備等についてガイドラインを策定しました。

今後、新規開設の事業所におきましては、このガイドラインに沿って設備等を整えていただくようお願いいたします。このガイドラインは最低限満たすべき事項を示しているものであり、事業所規模等により適切な環境を整えてください。

また、事業所の移転やレイアウト変更においても、このガイドラインに沿って整備を行う必要があります。

なお、事業に使用する建物、設備が適法に使用できることの確認は事業者において行うものとし、事業所指定申請の審査にあたっては、建物、設備が適法に使用できることを前提としています。

例えば、建築基準法、都市計画法、消防法、改正福祉のまちづくり条例(平成26年1月1日に、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を統合施行)に抵触していないか、建築協定締結地域、市街化調整区域、地区計画区域でないか等です。

地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の新規開設、事業所の移転、レイアウト変更等を予定されている場合は、「小規模多機能型居宅介護事業 看護小規模多機能型居宅介護事業 建設の手引き」及び「認知症対応型共同生活介護事業所 建設の手引き」を参照してください。

目 次

1. 事業所の考え方	1
(1) 事業所の定義	1
(2) 同一建物の定義（本市の考え方）	1
(3) 事業所の設置階数について	3
(4) 自宅を事業所とする場合の注意事項	4
(5) 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項	4
2. 設備・備品について	7
(1) 必要な設備・備品	7
(2) 事務室	8
(3) 相談室	10
(4) 洗面台（洗面設備）・便所	11
(5) 食堂・機能訓練室（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	12
(6) 静養室（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	14
(7) 入浴設備（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	16
(8) 消火設備（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	16
(9) 台所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	16
(10) 感染予防設備（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）	17
(11) 送迎車両（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）	17
(12) その他の備品等	17
補足Ⅰ 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護における食堂・機能訓練室 についての注意事項	18
(1) 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペース	18
(2) 複数単位を行う場合の注意事項	20
(3) マシンを設置する際の取り扱いについて	21
(4) 図面事前確認の指導事例	21
補足Ⅱ 設備に関する条例、基準等	23
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24
(2) 夜間対応型訪問介護	25
(3) 地域密着型通所介護	26
(4) 療養通所介護	27
(5) 認知症対応型通所介護	28
(6) 通知等	29
補足Ⅲ 改訂履歴	30

1. 事業所の考え方

(1) 事業所の定義（本市の考え方）

事業所とは、各サービスを行う本拠であり、各サービスを提供するための専用の設備及び備品（以下「設備等」という。）を備えた場所をいい、専用の設備及び備品は同一建物内に配置するものとします。

原則、一の建物につき、一のサービス事業所とします。

サービスとは、このガイドラインが対象とする、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護をいいます。

(2) 同一建物の定義（本市の考え方）

① 1戸建ての場合

その建物に全ての設備等を備えていること。別棟については、原則同一建物とはみなしませんが、屋根があり外から遮蔽されている廊下等で実質的に建物が連結されている場合や、建物は分かれているがドアで接続されているなど実態を判断して、同一建物と見なす場合があります。

（物理的に離れている場合は同一建物と見なしません。）

設備等が申請法人で専有できることが必要です。

② 集合住宅の場合

区分所有しうる1戸を単位とし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

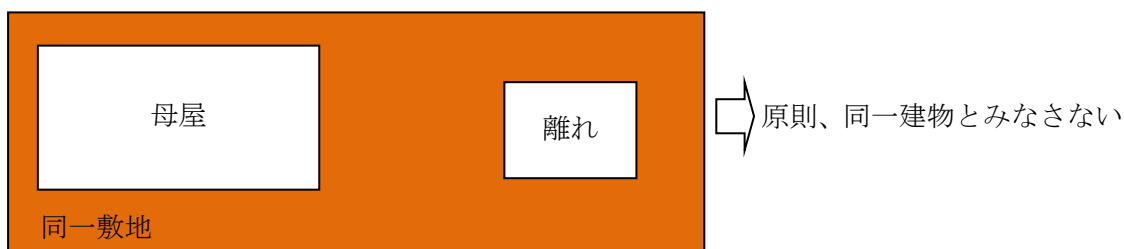
③ テナントビルの場合

契約している物理的に連続しているスペースとし、設備等が申請法人で専有できることが必要です。

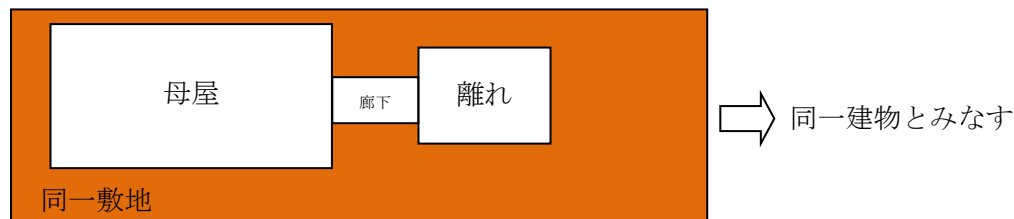
ア 具体的な例

(ア) 1戸建ての場合

例1 主たる建物以外に「離れ」、「別棟」などが有る場合



例2 渡り廊下で「離れ」、「別棟」などに連結している場合

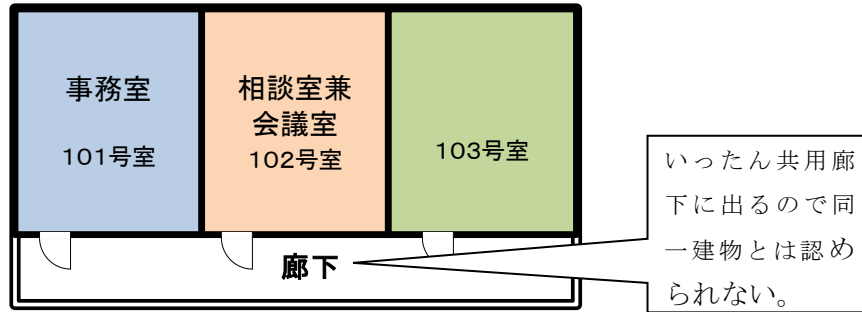


※ 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護での食堂兼機能訓練室と静養室は「離れ」、「別棟」への設置は認められません。

(イ) マンション、アパートの場合

専用区画に必要な設備を備える必要があります。
共用部分（廊下、エレベーター等）を通っていく2区画で事業はできません。

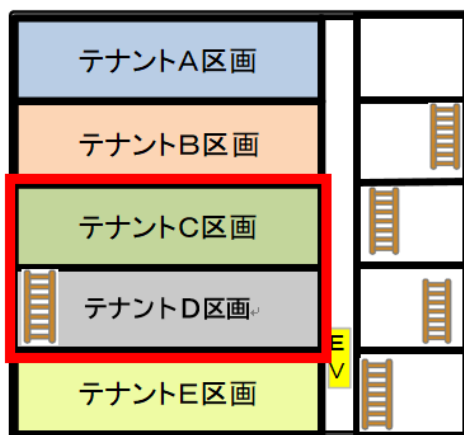
例3 2区画を借り受け、または、所有して設備を配置することは一体的とはいえません。
各区画内で事業に必要な設備を配置してください。



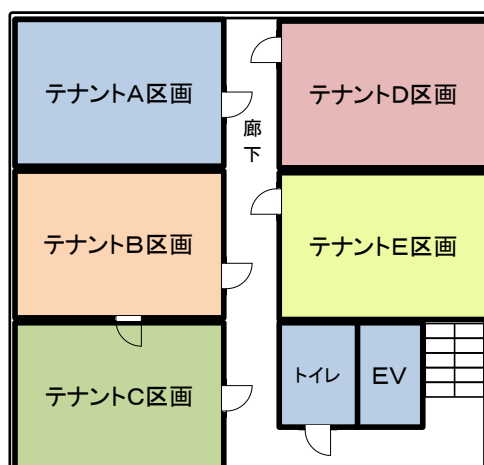
(ウ) テナント、共同使用ビルの場合

専用区画に必要な設備を備える必要があります。
共用部分（廊下、エレベーター等）を通っていく2区画で事業はできません。
ただし、区画間を専用ドア等で行き来できる場合は、同一区画とみなします。
なお、トイレ、洗面台については、ビルによっては共用部分にしかない場合がありますので定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護に限り、専用区画内に設けなくても構いません。

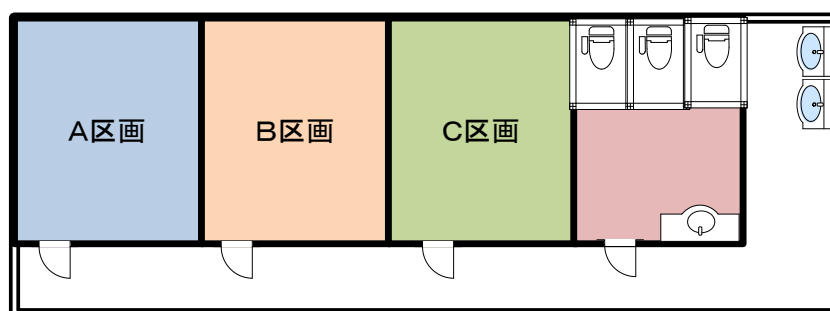
例4 区画CとDは内部の階段で行き来ができるので同一建物とみなします。テナント区画A、B、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



- 例5 区画BとCは内部のドアで行き来ができるので同一建物とみなします。
区画A、D、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



- 例6 トイレ、洗面台が共用の場合



※ トイレ、洗面台は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護に限り、共用可

(3) 事業所の設置階数について

介護サービス事業所は、利用者が高齢者であり、介助を必要とすることが前提となりますので、事業所の設置階については配慮が必要です。

具体的には、

ア 出入口（または道）と異なる階層に設置する場合は、エレベーターで移動できることが条件となります。

イ 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は、エレベーターがない場合、出入口（または道）と異なる階層に食堂兼機能訓練室、静養室を設置できません。

ウ 相談室は車イスをご利用の相談者や足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため1階に設置することが望ましいです。やむを得ず2階、3階に設置する場合は、利用者及び家族の安全を考慮した対応策を講じてください。

(4) 自宅を事業所とする場合の注意事項

自宅を事業所とする場合は、営業時間帯は事業所の専有となり、営業時間帯は家族等が使用することはできなくなります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護で、専有部分となるのは事務室、相談室です。

※ 自宅所有者と開設法人との間で、賃貸借契約又は使用貸借契約の締結が必要となります。

(5) 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項

4畳半～10畳程度の部屋若しくはスペースを複数利用して食堂・機能訓練室とする場合は、同時一体的にサービスが行える（同時：一斉にサービス提供することが可能、一体的：同一のサービスを提供することが可能）という観点から次の事項に従ってください。㊦

解釈通知（老計第0331004号）（認知症対応型通所介護の例）

イ …指定認知症対応型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定認知症対応型通所介護をいうものである…（第三・六・１・（１）・①）

ロ …指定認知症対応型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである…（第三・六・２・（２）・①）

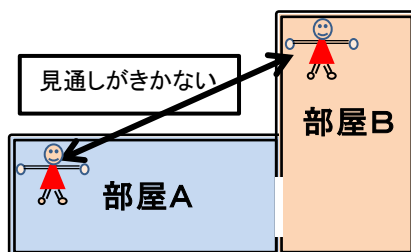
本市では原則3畳（4㎡）未満の部屋を狭隘な部屋とします。㊦

(a) 部屋と部屋を接続する開口部の大きさが、概ね1.7m以上ない場合は一体的に行える部屋とはみなされません。（単位分けしてなら使用は可能です。）

※21 概ね1.7mとは、元々ドア、ふすま等で開口部があり（ふすま2枚分）、その開口部が165cmである場合は、165cmで可とするという意味です。この場合であっても160cm未満は開口部不足となります。㊦。また、(b)の見通しが悪いと判断される場合は不可となる場合があります。

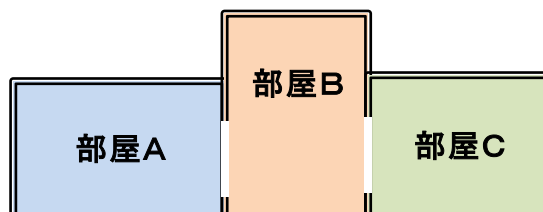
新たに開口部を開ける工事をする場合は170cm以上を確保してください。

- (b) 開口部が (a) をみたしていても極端に死角ができてしまうような場合は一体的に行える部屋とはみなされません。

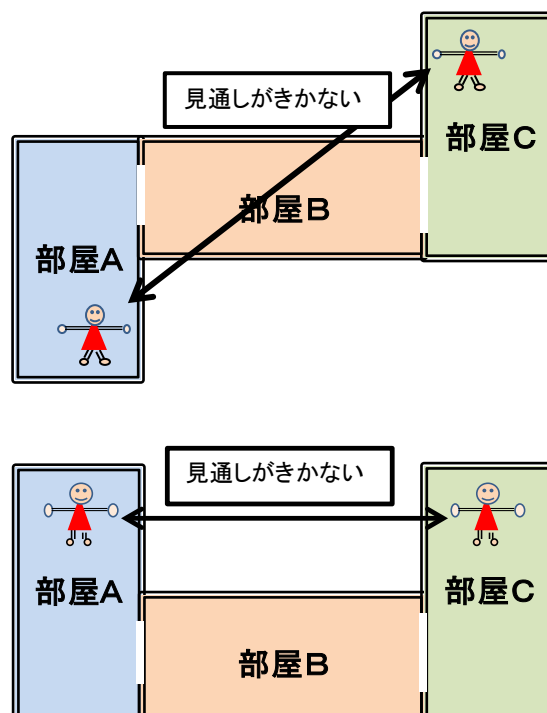


- (c) 部屋の接続は3部屋までとしますが、見通しが極端に悪く一体的に使用できないと判断される場合は2部屋までとなります。

○開口部の基準を満たせば可の例

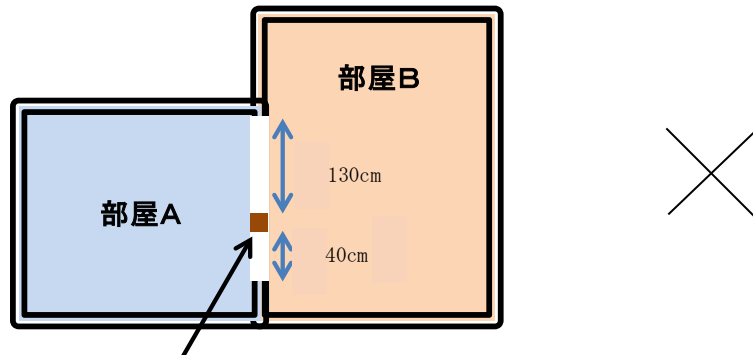
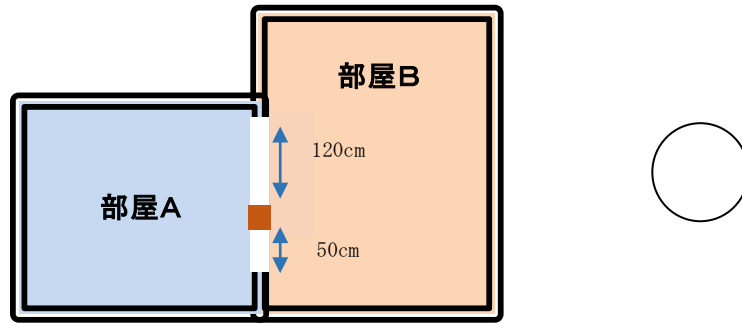


○開口部の基準を満たしても不可の例



(d) 開口部を確保する場合の注意事項 ㊦

間に柱を残した2つの開口部の合計により開口部の指導基準を満たす場合、一方の幅が50cmを下回る場合は認めません。



柱を残した2つの開部の合計により開口部の指導基準を満たしますが、一方の幅が極端に狭い場合は認めません。

2. 設備・備品について

(1) 必要な設備・備品

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	療養通所介護	認知症対応型通所介護 (単独型・併設型)	備考
事務室		○	○	○	□	○	
相談室		○	○	○	○	○	
洗面設備		□	□	□	□	□	
便所		□	□	□	□	□	
食堂				○		○	
機能訓練室				○	○	○	
静養室				○		○	
浴室				②	②	②	
消火設備				○	○	○	
台所				①		①	
感染予防設備	手指消毒設備	○	○				
	滅菌装置	□※1					
	医療廃棄物の保管庫	□※1					
駐車場、送迎車両				□	□	□	
オペレーションシステム		○	○				
ケアコール端末		○	○				
鍵付書庫		□	□	□	□	□	
電話、FAX、コピー機、パソコン		□	□	□	□	□	
下駄箱、利用者用収納				□		□	

○：市条例 77 号、79 号、52 号又は老計 0331004 号他、老計 0331003 号他で規定されている設備

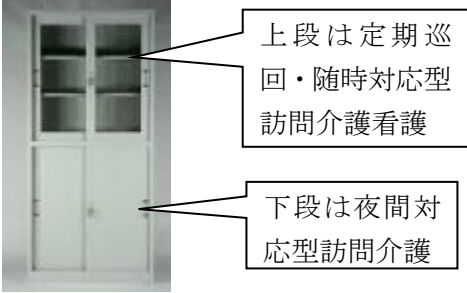
□：上記市条例、解釈通知で「必要な設備、備品」と規定されているものを本市において具体化したもの、□※1「一体型」のみ必要となる備品

①：食事を提供する場合に必要な設備、備品

②：入浴を提供する場合に必要な設備

(2) 事務室

ア 事務室に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
事務室	事務を行うのに適した事務室
机・いす	必要数は②の机の数を参照
鍵付き書庫	<p>【キャビネットはサービスごとに分ける】 個人情報の管理の観点から、複数サービスを実施する場合や他の事業を行う場合には、サービスごとに鍵が掛かるキャビネットとしてください。</p> <p>例</p>  <p>上段は定期巡回・随時対応型訪問介護看護 下段は夜間対応型訪問介護</p> <p>【セキュリティ面への配慮】 利用者のサービス記録や従業員の契約書など多くの個人情報を保管することからセキュリティ面への配慮が求められます。したがって簡易的なロックのものや、キャスターなどがあり外に持ち出してしまうようなものはふさわしくありません。</p> <p>【キャビネットのサイズ】 利用者の記録などは、利用者ごとにファイルを分けて管理する必要があります。契約人数などにもよりますが、全てが収納できるサイズのキャビネットが必要です。また、利用者の薬の管理が必要なサービスについては、薬を保管するスペースも必要です。</p>
電話・FAX	
パソコン	市からのメールを受信できる体制を整えてください。
コピー機	
オペレーションシステム、ケアコール端末	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のみ

イ 机の数 ㊦

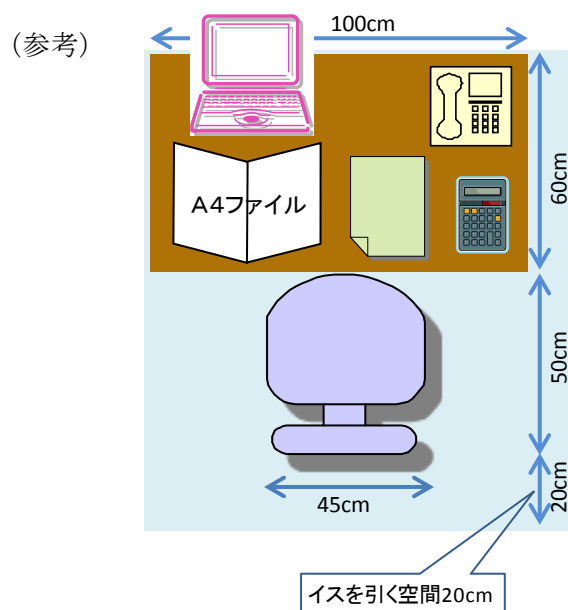
※ 職員の人数は常勤換算により算出した数とし、小数点以下は切り上げ
 例えば、常勤換算が2.5の場合は、2.5を切上げて3が必要です。

サービス	最低必要な机の数	備考
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	【一体型】 計画作成責任者の数＋ 看護職員の人数分以上 【連携型】 計画作成責任者の数以上	【一体型】 指定訪問看護の指定を併せて受け、一体的に運営する場合、看護職員については共用可とします。
夜間対応型訪問介護	オペレーターの数以上	
認知症対応型通所介護	1以上	利用定員等により複数の職員がサービス提供記録等を記入する場合などは必要数配置してください。 ※食堂・機能訓練室と離れた場所に事務室を設けた場合、実質的に記録の記入等を食堂・機能訓練室で行っている場合は、記入スペースが食堂・機能訓練室の面積から除外される場合があります。
地域密着型通所介護	1以上	
療養通所介護	1以上	

ウ 事務室の広さ ㊦

事務室の広さは、その設置する設備、備品等の大きさ、量により決まってきます。

ここでは、机1つの最低スペースを記載します。事業所では、以下の図の他、鍵のかかる書庫等、設置する設備、備品等を図面に落とし込み、職員の動線等も考えて事務室として必要な広さを確保してください。



(3) 相談室

ア 相談室に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
相談室	プライバシーが確保できる等相談を受けるのに適した相談室
机・いす	車イスをご利用の相談者や、足腰の弱い相談者が来所されることも想定されるため、車イスをご利用の相談者の足が入る程度の高さの机や、背もたれやひじかけがあり、脚が安定しているいすが望ましいです。

イ 相談室の広さ ㊦

利用申込みの受付、相談等に対応するのに必要な広さを確保してください。また、その設置する設備、備品等の大きさ、量により異なります。(老企 25 第三・一・2・(2)を本市にて準用)

なお、相談室には車イスをご利用の相談者が来所されることも想定されるため、車イスの取り回しが可能な広さを確保することが望ましいです。

ウ 相談室の設置場所 ㊦

相談室は、相談者のプライバシーの確保の観点から、原則、個室とします。(条例 77 第 64 条第 2 項第 (2) 号)

プライバシーの確保、話声、その他の雑音等が聞こえない、相談することに相応しい環境が整えられる場合にはパーテーション等で囲い、他の部屋の中に設置することは可能です。

また、窓際に設置する場合には、外部から中の様子が見えないようカーテン等を取り付けてください。

(4) 洗面台（洗面設備）、便所

ア 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の場合

法人・事業所専用の洗面台、便所を設置してください。

また、高齢者が使用するのに適したものとしてください。

例えば、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなどが挙げられます。

洗面台、便所は利用定員等を勘案して必要数配置してください。

なお、洗面台は食堂の一部として設置するものではありません。食事の提供を行わない場合であっても感染症予防の観点、機能訓練等を行った後の手洗い、洗顔等に使用することから設置するものです。

【注意事項】

認められるケース	<ul style="list-style-type: none">・キッチン 【条件】 食事の提供がなく、キッチンを使用しない場合は洗面台として使用することも可。ただし、衛生面や使いやすさ等について十分に検討が必要。・脱衣所にある洗面台 【条件】 入浴サービスを提供する場合は、それぞれの利用に支障がないよう配慮が必要。
認められないケース	<ul style="list-style-type: none">・トイレの個室にある手洗い場 【理由】 口腔ケアの実施、感染症予防のうがいや手洗い等、衛生面に配慮した環境が求められるため。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の場合

事業所内に設置することが原則ですが、テナントビルのように共用の場合は、従業者、利用者及び家族（相談来所時等）の利用に支障がないと認められる場合は、共用でも構いません。

【支障があると考えられる例】

事業所と同一階になく、且つ階段での利用の場合

ただし、階段幅が広く、且つ、適切な介助を行うことにより当該トイレの利用が可能と判断できる場合は事業所の1階上又は下でも認めている場合があります。

(5) 食堂・機能訓練室（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

ア 「食堂・機能訓練室」に必要な設備、備品

設備・備品の種類	備考
食堂（食事を提供する場合）及び機能訓練室 （条例77第64条第1項、第2項）	○必要な広さ＝利用定員×3㎡以上
・テーブル、イス	食事、レクリエーション、機能訓練、休息等で使用するもので利用定員分必要。食事を提供しない場合、利用定員分のテーブルは必要ありませんが、水分補給等の際に必要なサイズ、数のテーブルを用意してください。
・その他レクリエーション、機能訓練に必要な設備、備品 （条例77第64条第1項、第3項）	必要数

イ 「食堂・機能訓練室」の広さ

(ア) 「食堂・機能訓練室」、「居間・食堂」の面積は有効面積です。つまり、壁の内側での面積です。

本市条例では、「3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。」と規定されています。これは、利用者がサービス提供を受ける際に、有効に使用できると考えられる面積の最低基準ですので、基準以上の面積を確保してください。

(イ) 面積計算する上での注意事項

(a) 一般的に建築図面は壁芯での寸法となります。自ら寸法を計測して面積計算をするか、建築事務所等に面積計算を依頼する場合は、壁の内側（内法）であることを伝えて計算してもらってください。

(b) 寸法及び面積

小数第3位以下を切り捨て、小数第2位まで算出してください。複数のスペースに区切って計算している場合は、スペースごとに切り捨てを行ってください。

(c) 「食堂・機能訓練室」に設置すると面積除外となるもの、有効に使用できないと考えられるスペースで面積除外となるものがあります。詳しくは、P18 補足 I・(1)「**食堂・機能訓練室**」「**居間・食堂**」の面積に算入できないスペースを参照してください。

- (d) 壁に手すりを設置している場合は、手すりの内側からではなく、壁からの寸法で面積を算出してください。
- (e) 畳の部屋において、畳の枚数から部屋の広さを計算される例がありますが、畳の大きさは部屋によって異なる場合があります。このような場合は自ら寸法を計測して面積計算をしてください。
- (f) 部屋全体の面積を計算してから、除外部分を計算して有効面積を算出する例が見受けられます。本市による現地確認等を行う場合に、除外部分を計測することができない場合があります。面積算入する部分の寸法から面積を算出してください。

ウ 段差について

段差については、解消することが原則です。（食堂・機能訓練室から他の場所に移動するための通路としてのスロープ部分は面積算入できません。）段差の解消方法については、改正福祉のまちづくり条例の「傾斜路」の項目を参考にしてください。（段差は全面的に解消することが原則のため、有効幅員の項目を除きます。）

段差を利用して機能訓練を行うことを予定されている場合は、どのような機能訓練を行うのかを、具体的かつ詳細に記載した書面の提出をお願いします。

また、段差があることにより、段差がない場合に比べ転倒等の事故が起こる可能性が高まることが予想されるため、介護職員の配置を考慮していただく必要があります。

例えば、地域密着型通所介護事業所において、

10名定員で、人員配置が、管理者兼生活相談員、介護職員、機能訓練指導員（配置時間が2時間程度とする）とすると、2人が入浴介助に従事していると、食堂・機能訓練室には従業員が1人も居ないという状況が発生します。もちろん、段差がない状態であっても、転倒等の事故の可能性はありますが、段差があることにより、介助している従業員がいないので、より発生の可能性は高まります。

このような場合には、介護職員等の増員配置をお願いします。

エ 他サービスと相談室、トイレ、事務室等を共用する場合の注意事項

P21～補足Ⅰ・(4)「複数単位を行う場合の注意事項」を参照してください。

オ 複数単位を行う場合の注意事項

P21～補足Ⅰ・(4)「複数単位を行う場合の注意事項」を参照してください。

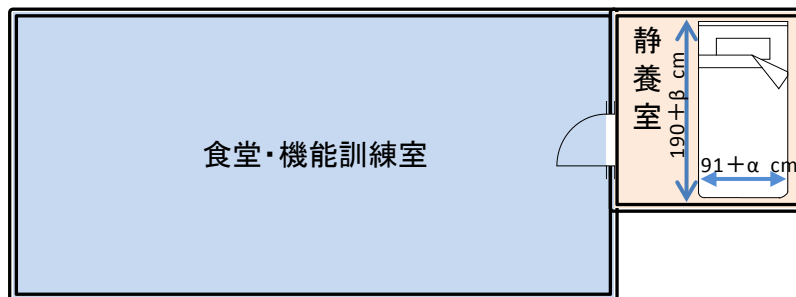
(6) 静養室（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

ア 静養室に必要な設備、備品

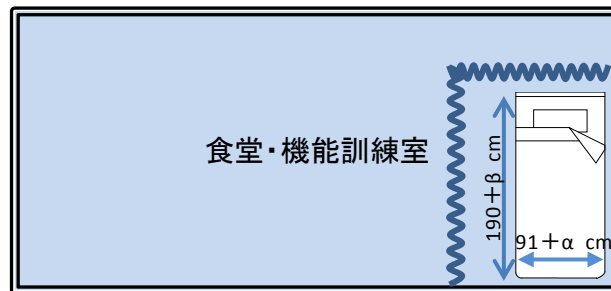
備品の種類	備考
静養室 (条例 77 第 64 条第 1 項)	利用者の気分が悪くなった時等に利用する、プライバシーが確保された、静養のできる、備品が格納できる部屋
ベッド、敷・掛布団、まくら等	<p>① マッサージ施術用ベッドは幅が狭いので適切ではありません。</p> <p>② 布団でも構いませんが、機能訓練等を行っている時に振動等で静養が妨げられたりする場合や、床に直に敷くことから埃を吸い込みやすくなる場合は、布団は適切とはいえません。</p>

イ 静養室の設置場所

- (a) 静養室は、静養の観点、見守りの観点から、原則、食堂・機能訓練室に接続した個室とします。



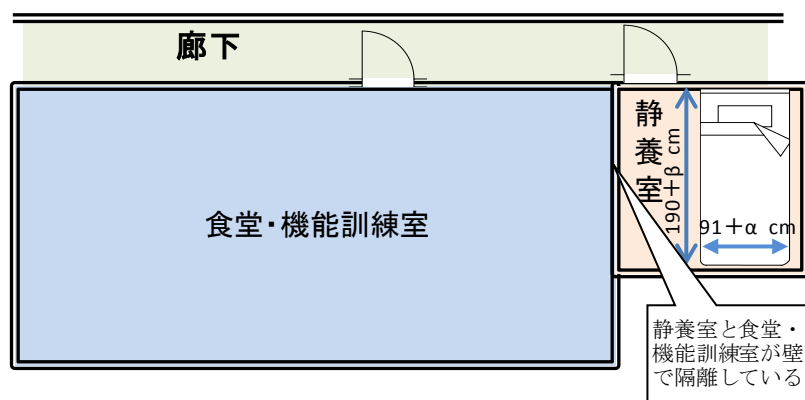
プライバシーの確保、静養等が可能なスペースと認められる場合はカーテン、パーテーションで囲ったスペースとすることができます。



個室でない場合、キッチンや相談室のそばなどは、調理の音や相談者との会話が聞こえるので適切とはいえません。

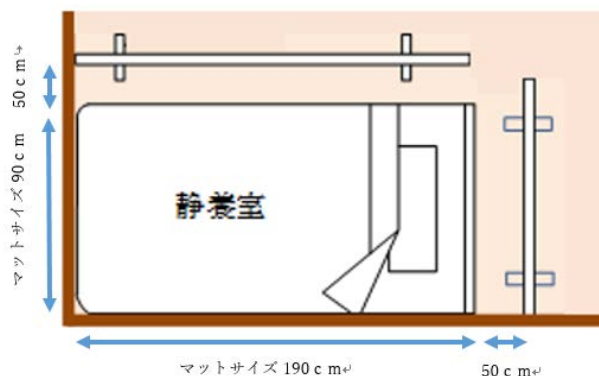
個室であっても、食堂・機能訓練室に接続していない部屋の場合は、ナースコール（簡易型で結構です）を設置し頻回に見守る体制を確保してください。

なお、介護職員が1名しかいない時間帯がある等最低基準でサービス提供している場合は、見守りに行ってしまうと、他のご利用者の介護が適切にできないことが想定されますので、介護職員の手厚い配置が必要です。



ウ 静養室の広さ ㊦

- (a) ベッドの大きさは1 m × 2 m程度としているところですが、ご利用者が実質的に使用できるスペース（＝マットレスの大きさ、敷布団の大きさ）は**90 cm × 190 cm 以上を確保**してください。
- (b) (a)を確保したうえで、利用者に圧迫感を与えないような空間のある広さを確保してください。（パーテーションや壁等で囲う場合、圧迫感があり、人の動きが制限されることから最低ベッドから50 cm以上離してください。ただし、カーテン等の人の動きが制限されないもので囲う場合は、50 cm以下でも可。）
- (c) パーテーションや壁等で囲う場合の広さ



$$\text{必要面積} = (90+50) \times (190+50)$$

(7) 入浴設備（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

- ア 要介護状態等の高齢者の入浴に適した入浴設備（脱衣室、洗い場、風呂等）を設置してください。広さは、車椅子でも入ることができ、利用者と介護スタッフが入っても対応可能なスペースを確保してください。
- イ 入浴時間外に浴槽等で事故がないように、入浴室のドアにはストッパー等を取り付けてください。
- ウ 利用者が、浴用石鹸、シャンプー、リンスなどを誤飲しないよう、鍵のかかる戸棚に収納してください。

(8) 消火設備（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

（条例 76 号 93 条、老企 25 第三・六・2・(3)）

- ア 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を例示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。最新の設置基準等については、必ず消防署に確認してください。
- イ 消防法で設置義務がない 150 m²未満の事業所であっても、本市の事業所においては調理等を行う場合は事業所内に消火器等を設置してください。調理等を行わない場合であっても事業所内に消火器等を設置するようにしてください。
- ウ 消火器は、実際に火等を使用する付近に設置してください。
また、図面に設置場所を記載してください。

(9) 台所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

ア 台所に必要な設備、備品

備品の種類	備考
キッチンユニット、食器棚、冷蔵庫、炊飯器、ポット、その他家電製品、食品BOX等	冷蔵庫、食器棚等キッチンに常設するものは図面に明記してください。

- イ 利用者が、包丁や洗剤等を持ち出さないよう、これらを収納する戸棚等には鍵が掛かるようにしてください。
- ウ 地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護事業所では、調理や配膳、後片付け等を、可能な限り利用者と共同で行うことによって、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮する必要があります。利用者と共同で作業することも想定し、必要な広さの確保や使いやすさにも配慮してください。

(10) 感染予防設備

ア 手指消毒（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

手指を消毒するための消毒薬を事業所に帰ってきてからすぐに使用できるよう、玄関脇に配置してください。

消毒薬については、摺り込み式が一般的ですが、消毒効果のある薬品であれば種類は問いません。

イ 滅菌装置（一体型定期巡回随時対応型訪問介護看護）

(ア) シリンジ等を事業所内で滅菌する場合は、滅菌器（オートクレーブ等）を設置してください。

(イ) ディスポーザブル（使い捨て）器材を使用するなど、事業所で滅菌しない場合は不要です。

ウ 医療廃棄物保管容器（一体型定期巡回随時対応型訪問介護看護）

医療廃棄物を事業所に持ち帰り、特別管理産業廃棄物として廃棄する場合は、事業所において一時保管することになります。その場合は保管ボックス等の設置が必要となります。

エ 感染予防備品（全サービス共通）

感染症予防のため、マスクや消毒液等の備品を用意してください。

(11) 送迎車両（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

ア 介護状態等の高齢者の送迎に適した車両としてください。（セダンタイプが適切でないということはありませんが、その乗降の際には適切な介助を行ってください。）

イ 送迎時、玄関又はその近くに車両を停めることができるスペースを設け、図面上に反映してください。駐車場を設ける場合も同様です。

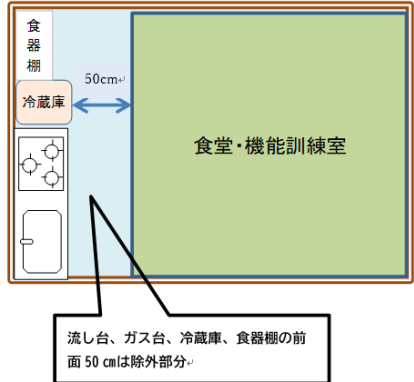
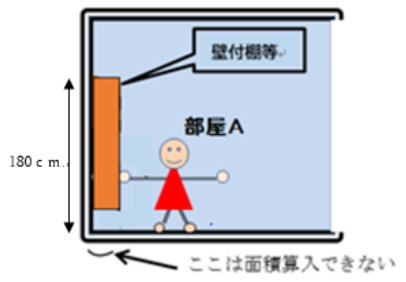
ウ 送迎時、利用者が雨に濡れずに建物に入れるよう工夫してください。

(12) その他の備品等

その他事業運営に必要な設備、備品。

補足 I 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護における食堂・機能訓練室についての注意事項

(1) 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペース

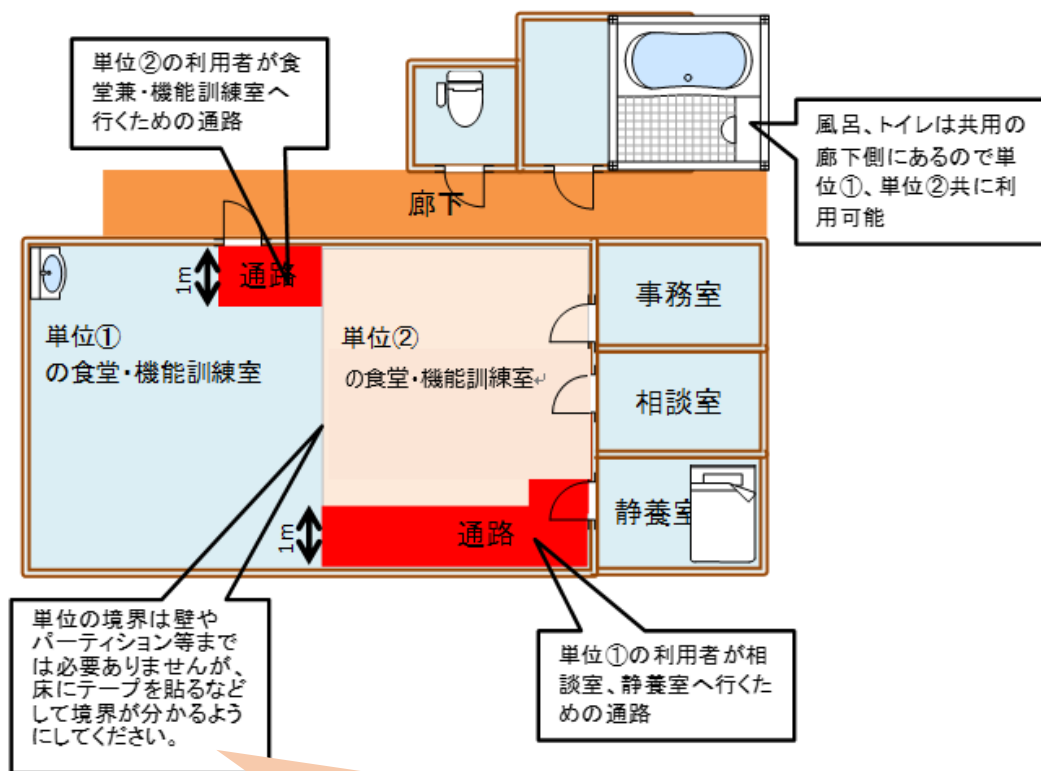
項	除外する設備	備考
ア	玄関、下駄箱、押入れ、床の間、廊下（通路）、階段	・通路として作られたスロープは除外です。
イ	事務室、相談室、静養室、厨房（キッチン）、浴室、シャワー室、脱衣室、トイレ、汚物室、洗面台、職員用の更衣室	・洗面台は食堂の付帯設備ではなく事業所に必要な設備と考えますので面積除外します。 ・洗面台の手すりは除外不要です。
ウ	調理等をする場合の可動域 ㊦ 流し台、冷蔵庫、食器棚等の前面は調理の可動域として同全面の幅×50cmの面積。(調理をしない場合は除外しなくて構いません。)	 <p>流し台、ガス台、冷蔵庫、食器棚の前面 50 cmは除外部分。</p>
エ	利用者用のハンガー、ロッカー、その他の収納設備	・キャスターの有無は問わず、その場所に常設する場合は面積除外です。
オ	カウンター、冷蔵庫、洗濯機、書架、棚、本棚、食器棚、ワゴン、給茶（給水）機等	
カ	床から概ね 180 cm以下の高さにある壁付の棚等で突起している部分が活用できないスペース。㊦	 <p>突起している部分が活動スペースとして支障をきたすと判断される場合。㊦</p>

キ	複数単位を行う場合や、別のサービスを併設する場合に、兼用部分（相談室、事務室、厨房、トイレ等）に食堂及び機能訓練室を通らなければ行けないような場合は、通路（動線）として幅1mの通路の面積。	・(2) 複数単位を行う場合の注意事項を参照してください。
ク	側面・突き当りにトイレ、居室、キッチン等の設備があり通路と判断されるスペース	
ケ	職員が記録を書くために使用する机等の設置及び利用する際に必要となるイス等など利用者が直接使用しないスペース	・ゴミ箱や加湿器等、小さなもので機能訓練に支障がないと判断されるものについては除外する必要はありません。
コ	縁側、サンルーム	壁や屋根等で外から遮蔽された空間であり、機能訓練室、居間と段差がなく、開口部等を含め、一体的に使用可能と判断される場合を除く。
サ	その他、利用者の安全上、機能訓練、食堂に適さないと判断されるスペース	

(2) 複数単位（サービス）を行う場合の注意事項

ア 複数単位を行う場合は各単位の利用者が必要な設備を利用する場合、他の単位の食堂・機能訓練室を通らないと行けない場合は通路の確保が必要です。

イ 通路の幅は車イス等が通ることを想定して1mを確保してください。



※地域密着型通所介護のみ。認知症対応型通所介護は、壁やパーティション等で間を仕切るなどにより、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区分する必要があります。

ウ 通路が必要となる設備は、静養室、トイレ、浴室です。

通路部分は食堂・機能訓練室の面積に算入することはできません。

エ 各単位の利用者にサービスを一体として提供してはいけません。（利用者が混在してはいけません。）入浴なども単位ごとに入浴時間を定めてください。

オ 同一敷地内で複数サービスを行う際には、通常規模の通所介護など他の通所系サービスの利用者が食堂・機能訓練室を通らないと行けない場合は通路の確保が必要です。

訪問介護等の訪問系サービスの利用者や職員が一時的に通る場合については面積除外は不要です。

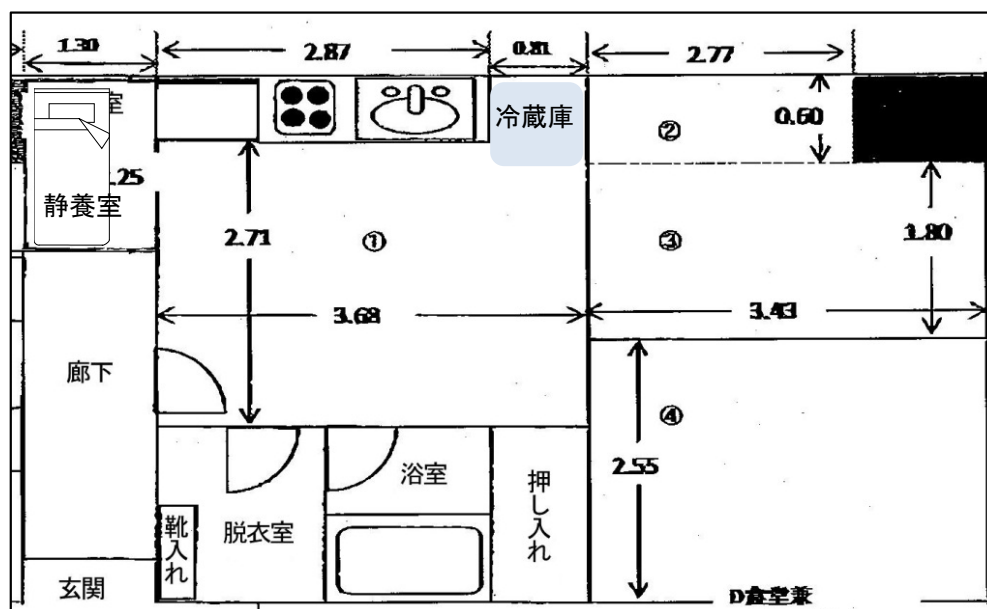
(3) マシンを設置する際の取り扱いについて

機能訓練室内にマシンを配置される場合については、マシンの可動域等を考慮し、マシンを利用していない利用者の通路等、安全へ十分配慮して配置してください。

また、マシンを配置した際に機能訓練室の面積算定基準や、利用者の安全性に著しく害をきたすと判断される場合については、配置を見直していただく若しくは利用定員を減らしていただく等の対応を取らせていただく場合があります。

(4) 図面事前確認の指導事例

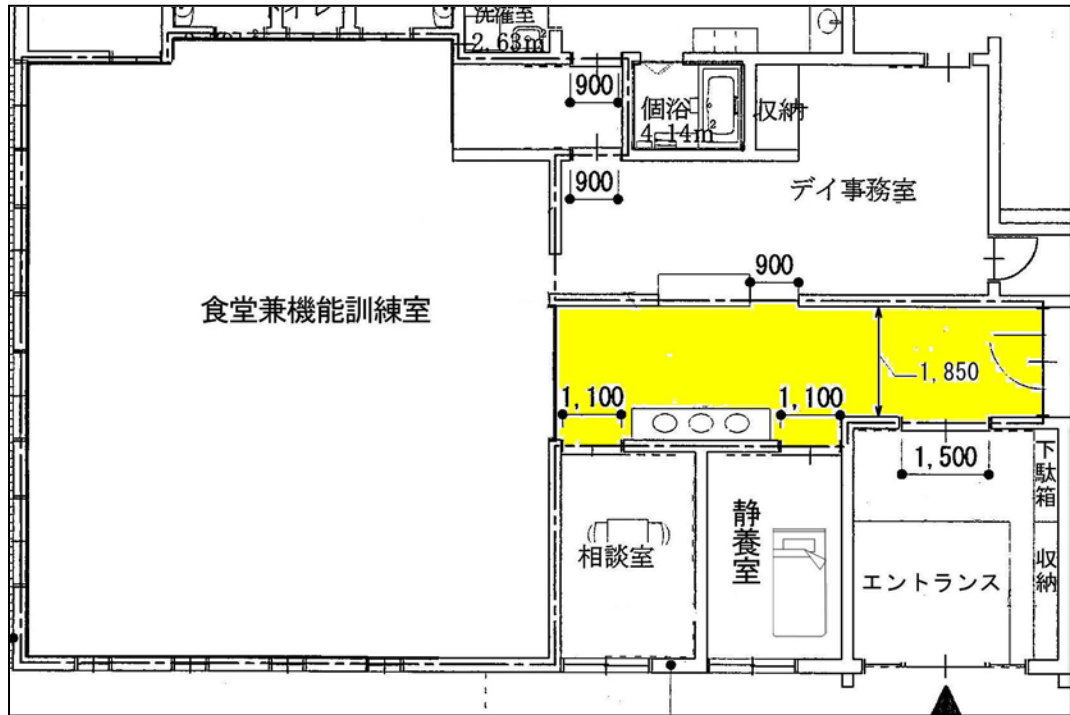
ア 図面の記載について



- (ア) 開口部を記載していません。そのため、一体的に使用可能か確認できません。
- (イ) 調理を行う場合、調理スペースとして流し台・冷蔵庫等の前 50cm を除外する必要があります。
- (ウ) 静養室が廊下部分に設置されていて適切とは言えません。また、静養室のマットサイズが記載されていません。
- (エ) 利用者の荷物等の収納をする場所が記載されていません。

イ 通路について

次の図面の静養室、相談室の前の部分（黄色い部分）は、両側に利用者等が利用する設備があるため通路であり、機能訓練用のスペースとして算入できません。



両側は壁だが、突き当たりに利用者等が利用する設備（例えばトイレ）がある場合も通路となります。

補足Ⅱ 設備に関する条例、基準等

ここでは、横浜市条例第 77 号（厚労令第 34 号）、横浜市条例第 79 号（厚労令第 36 号）、老計第 0331004 号他において規定されている設備等の基準等を掲載しています。

横浜市条例第 77 号 : 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
(平成 24 年 12 月 28 日)

横浜市条例第 79 号 : 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
(平成 24 年 12 月 28 日)

老計第 0331004 号他 : 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成 18 年 3 月 31 日)

(参考)

厚労令第 34 号 : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日)

厚労令第 36 号 : 指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年 3 月 14 日)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

横浜市条例第 77 号

第 9 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第 1 号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・一・3 設備等に関する基準（基準第 3 条の 6）

(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。「以下、略」

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

「以下、略」

(6) 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態になったときにボタンを押すなどにより簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。「以下、略」

(7) 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましい。

「以下、略」

(2) 夜間対応型訪問介護

横浜市条例第 77 号

第 50 条 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第 1 号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

(2) 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・二・3 設備等に関する基準（基準第 8 条）

(1) 指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。「以下、略」

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

「以下、略」

(6) 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。

(7) 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。

「以下、略」

(3) 地域密着型通所介護

横浜市条例第 77 号

第 60 条の 5 指定地域密着型通所介護事業所は、**食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なそのたの設備及び備品等を備えなければならない。**

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする

(1) 食堂及び機能訓練室

ア **食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上**とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) **静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮**されていること。

(3) **相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮**されていること。

3 第 1 項に掲げる設備は、**専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するもの**でなければならない。

「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・二の二・2 設備等に関する基準（基準第 22 条）

(1) 事業所

事業所とは、指定地域密着型通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。

原則として**一の建物につき、一の事業所**とするが、**利用者の利便のため**、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

(2) 食堂及び機能訓練室

①指定地域密着型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定地域密着型通所介護の機能訓練室等」という。）については、**三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上**とすることとされたが、指定地域密着型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、**狭陰な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである**。ただし、指定地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

(3) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、**消防法その他の法令等に規定された設備を示しており**、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

(4) 設備に係る共用

指定地域密着型通所介護と指定居宅サービス等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と指定地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあつては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定地域密着型通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、基準第 33 条第 2 項において、指定地域密着型通所介護

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

(4) 療養通所介護

横浜市条例第 77 号

第 60 条の 24 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。

「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・二の二・5・(3)・② 設備等に関する基準

(3) 設備に関する基準

②設備及び備品等

イ 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者毎の部屋の設置を求めるものではない。

ロ 専用の部屋の面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮蔽されていること。

ハ 指定療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者みなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用定員を九人として定めている場合には、利用者七人、利用者以外の者二人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて六人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに九人とみなされていることから、これを上限としなければならない。

「以下、「略」」

(5) 認知症対応型通所介護

① 単独型・併設型認知症対応型通所介護

横浜市条例第 77 号

第 64 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、**食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。**

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、**それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上**とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第 1 項に掲げる設備は、**専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。**

「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・三・2・⑤ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所における設備等に関する基準 (第 44 条)

イ 事業所

事業所とは、**単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所**をいう。「以下、略」

ロ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、**消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置**しなければならないものである。

ハ 食堂及び機能訓練室

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の食堂及び機能訓練室については、**3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上**とすることとされたが、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、**狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではない**ものである。

「以下、略」

② 共用型認知症対応型通所介護

横浜市条例第 77 号

第 65 条 **指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは第 152 条第 1 項に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護の事業を行う…**

「以下、略」

老計第 0331004 号他 第 3・三・2・⑤・(2) 共用型指定認知症対応型通所介護

① 共用型指定認知症対応型通所介護とは、**指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護**をいう。

(基準第 45 条)

「以下、略」

(6) 通知等

- ① 建築基準法における「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて
(老振発 1113 第 2 号 平成 27 年 11 月 13 日)
[介護保険最新情報 Vol. 503 平成 27 年 11 月 13 日]
住居専用地域における事務所の設置について

補足Ⅲ 改訂履歴

初版（平成 28 年 2 月 12 日）

改定版（令和元年 9 月 24 日）

- ・ P19 ソ 縁側、サンルームの説明を追記
- ・ P20～22 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項
 - (a)及び(d) 接続している部屋の壁の長い方の 2 分の 1 以上確保する要件を削除
- ・ P24 認知症対応型通所介護の説明を追記
- ・ P29 接続している部屋の壁の長い方の 2 分の 1 以上確保する要件を削除
- ・ P35～36 条例改正後の内容に修正

改訂版（令和 2 年 4 月 1 日）

- ・ P3 事業所の設置階数についての考え方の変更
- ・ P4 事業所の考え方の項目に「複数の部屋を結合して面積を確保する場合の注意事項」を追加
- ・ P8 事務室の広さの考え方の変更
- ・ P10 相談室の広さの考え方を変更
- ・ P11 洗面台の設置の考え方を変更
- ・ P12 面積計算の方法を算入除外に関わらず小数点第 3 位以下切り捨てで統一
- ・ P14 静養室の広さの考え方の変更
- ・ P18～P19 食堂・機能訓練室の面積に算入できないスペースの考え方の変更
- ・ その他 トレーニングマシーンを設置する場合の利用定員についての削除